

事 業 委 員 会

平成 2 3 年 9 月 2 1 日 (水)

事業委員会

日 時 平成23年9月21日(水) 午前11時10分開会—午前11時30分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 鍛冶委員長、小川副委員長、出口、竹内、竹原、豊国、和田
川端議長、道工監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、奥野、辻下

出席理事者 田代町長、笠間総括理事、白井財政改革部長、末原都市整備部長、
南都市整備部水道事業理事、梶本都市整備部副理事兼土木下水道課長、
木下都市整備部副理事兼建築課長(PFI総括)、
家永都市整備部副理事兼建築課長、
吉田都市整備部副理事兼二国推進課長、
福吉都市整備部土木下水道課兼二国推進課参事、
天野都市整備部産業振興課長、多賀井都市整備部土木下水道課長代理、
是澤都市整備部土木下水道課係長、中口総務企画部長、
中村直轄理事兼総務企画部理事兼財政改革部理事、
四至本財政改革部副理事兼行革推進課長、
西まちづくり戦略室企業誘致担当課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前11時10分 開会)

鍛冶委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名全員出席です。理事者につきましても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

議事に入る前にお諮りします。

去る9月13日の事業委員会において、閉会宣告をいたしましたが、委員会記録のほうを延会と訂正させていただきたいと思います。

異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鍛冶委員長 ないようですので、そのように訂正させていただきます。

9月13日に開催いたしました本委員会において、議案第47号については、継続審査となっておりますので、審査を行いたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件のうち、男鹿谷水路改修事業について、担当課から説明いただきます。

梶本都市整備部土木下水道課長 それでは、1ページの和解勧告書をご参照ください。

原告 社会福祉法人親光会、被告 岬町に対して、大阪地方裁判所堺支部第2民事部から、「当裁判所は、本件の事案にかんがみ、別紙和解条項(案)のとおり和解を勧告する。ついては、被告においてしかるべき手続をとられたい。」という和解勧告書が提示されました。

次、2ページの和解条項(案)をご参照ください。

第1項は、買い受ける土地の範囲の説明をしており、文章ではわかりづらいので、3ページ以降の資料に基づいてご説明させていただきます。

和田委員 2ページの和解条項(案)から読んでもらおうか。

梶本都市整備部土木下水道課長 和解条項(案)。

1、原告は、平成23年10月4日、被告に対し、別紙物件目録記載1ないし3の土地

のうち、別紙1の全体図面及び別紙2ないし4の各地積測量図記載のP3、HK13、P6、P7、P3を順次直線で囲んだ部分（106.56平方メートル）、P3、HK12、HK11、P5、P8、S.7、P7、P3を順次直線で囲んだ部分（347.45平方メートル）及びP8、P5、P9、S.9、P8を順次直線で囲んだ部分（8.96平方メートル）（以下、これらの土地を「本件土地」という。）を代金370万3,760円（1平方メートル当たり8,000円）で売り渡し、被告はこれを買受ける。

2、原告は、本件土地につき、速やかに分筆登記手続を行い、被告に対し所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は被告の負担とする。

3、被告は、原告に対し、第1項の売買代金370万3,760円を、前項の登記手続申請を行った日から30日以内に支払う。

4、原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。

5、原告及び被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6、訴訟費用は各自の負担とする。

ということでございます。

続きまして、3ページをご参照ください。

これは、和解条項の後の資料として添付されております。

まず3ページが、物件目録としまして、所在地が大阪府泉南郡岬町淡輪1806番地と1804番地、1805番地の3筆を物件目録として示しております。

次に、4ページをご参照ください。

今回の買受ける土地の全体図面を添付しております。この資料は、5ページから7ページに添付しております地積測量図では位置関係がわかりづらいため添付されております。

図面の左上のところに地番としまして1806の2番地、真ん中のほうで1804の2番地、右上で小さい三角になりますが、1805の2番地が買受ける部分となります。

次に、5ページをご参照ください。

この資料は、1804番地の分筆部分を示しております、太く囲まれた部分の1804の2番地が買受ける部分となります。

図面は、左上の求積図で地積が347.45平方メートルとなります。

次に、6ページをご参照ください。6ページでは1805番地の分筆部分を示しております。太く囲まれた部分の1805の2番地が買受ける部分となります。面積は求積表

の地積で8.96平方メートルとなります。

次に、7ページをご参照ください。

7ページでは1806番地の分筆部分を示しております。太く囲まれた部分の1806の2番地が買い受ける部分となります。面積は求積表の地積106.56平方メートルとなります。

以上が、和解条項(案)で、和解条項を実施するための経費としましては、9月13日の事業委員会でご説明しましたとおり、すべて計上されております。

鍛冶委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございますか。

豊国委員 ちょっと資料の3ページの物件目録1、2、3、これの地積で各平方メートルで書かれているんですけども、これと今の4番の地積の図面の面積との、この違いはどのような見方をしてよろしいんですか。

梶本都市整備部土木下水道課長 この違いは、公簿面積と実測面積の違いでございます。

豊国委員 実測面積というのは4ページの、この面積が実測面積。

梶本都市整備部土木下水道課長 資料としまして、5、6、7ページの部分の面積が実測面積で今回の売買面積ということになります。

鍛冶委員長 ほかに質疑。

和田委員 前の資料に金額とか載っていたんで、どのぐらいかなと聞こうと思ったら、今度のこの資料の中に足していったら金額はどうなったのかなと思うんですけど、この裁判する前に原告からいろいろ話もあって、これぐらいの金額かな、出ていたと思うんですけど、最初の当時の金額からいうたら、現在、この裁判して和解っていうことで、話し合いしてどのぐらい安くしていただいたようになったのか、その点ちょっと説明してくれますか。

梶本都市整備部土木下水道課長 当初の水路を移設する工事費が7,100万円、それに、今回の訴訟で賠償金を支払えということで608万円という金額が当初の金額となっております。

その金額に対しまして、今回、6月、9月で分筆費用その他いろいろ補正をさせていただきまして、金額面でいきますと2,560万円が今回の金額となっております、この差が、今、約5,100万円の効果額ということになっております。

鍛冶委員長 和田委員、よろしいですか。

和田委員 合計で5,000万円と言ったかな。5,100万円になるわけ。5,100万円になるということは、7,100万円と600万円ということは7,700万円と勘定したら

ええんですな。そこから引いたら、私言った5,000万円余りはまあいいんですけど、2,000万円余りが和解でいけたということですか、安くしていただいたといたら何ですけど、一応裁判でいい結果になったということですか。

梶本都市整備部土木下水道課長 もう一度、ご説明させていただきます。

合計金額が7,708万円が当初の、実際そのまま施行すれば要するという金額でございます。

その上に、今まで補正とか用地買収、この業務委託いろいろ経費を入れて合計しますと2,564万円という金額が実際要ってる金額でございます。

この差し引きが今回の裁判をしたことによって得られた効果額ということで、5,100万円の費用が安くなったということになります。

和田委員 もう一度言うて。7,708万円から。

梶本都市整備部土木下水道課長 2,564万6,000円を引いていただきますと、この差額がですね。

和田委員 2,564万円引いていただくとして、どこにそれが出ているの。

鍛冶委員長 前の3ページの2,750万円とあるでしょう、上に。そこから300万円を引いた分が。

和田委員 ああ、引いた分が。

鍛冶委員長 2,560万円ということになります。数字のほう、それでよろしいですか。

和田委員 その300万円がようわからないんだけど、あんまり聞いたらややこしい。これ、何で300万円……これ、足し算しないとあかんの違うの。

鍛冶委員長 下の300万円だけ別件やからね。それ引いたものが。

和田委員 下のその他足さないのか。

鍛冶委員長 それは300万円やから。

和田委員 これを引いたらいいということですね。

鍛冶委員長 よろしいですね。了解されたそうです。

和田委員 了解って、説明してくれるの。してくれるんやったら、もういいけど。もう、いいですね。

鍛冶委員長 よろしいですか。

竹内委員 ちょっと聞き漏らしたかもわからないのですが、先ほど、梶本課長のほうから改修工事その他2,700万円余りと言ったかな。

梶本都市整備部土木下水道課長 2, 563万6, 000円です。

竹内委員 今回の男鹿谷の改修工事2, 750万円あがっとうでしょう。

梶本都市整備部土木下水道課長 これは、6月の臨時議会でいただきました136万6, 000円、それと9月の補正でこれから承認いただく2, 428万円ということの費用を計上させていただきます。

竹内委員 おかしいな、今回の承認してくれという2, 750万円と300万円、合計3, 050万円というのの金額というのとはちょっと違う。

これ、承認できへんで。

梶本都市整備部土木下水道課長 この内訳につきましては、今、説明させていただいたのは、効果額ということで裁判費用の差し引きをさせていただきまして、当初の第2次補正予算としましては、男鹿谷水路の改修事業としては2, 750万円ということになっておりまして、これが先にご説明させていただきました分筆登記委託料57万6, 000円と水路用地買収費370万4, 000円。それと、河川水路改修事業2, 000万円これに先ほどの6月議会の部分を入れた分を効果額ということで説明させていただいておりまして、この中で弁護士委託料というのは効果額から外しておりますので。

竹内委員 一体、幾らかかるんや、これ。わからん。

梶本都市整備部土木下水道課長 総トータル、補正予算としては3, 050万円を計上させていただいております。

今、ご説明しました分筆登記、水路用地費、弁護士委託料、河川水路改修事業費、その他河川水路改修事業費すべて含めまして2, 750万円の補正予算の計上をさせていただいております。

鍛冶委員長 下の300万円。

梶本都市整備部土木下水道課長 最後の300万円につきましては、その他事業ですので、男鹿谷水路に係る部分ではございません。

鍛冶委員長 竹内委員、よろしいですか。

竹内委員 もういいわ、ようわからん。

鍛冶委員長 ほかに質疑。

和田委員 もうわからないのはいいんやけど、効果と言ったら何ですけれど、2, 100万円余りやったかな、効果が前よりはようになったんは。

鍛冶委員長 5, 100万円。

梶本都市整備部土木下水道課長 効果額としましては5, 100万円の金額があがっております。

鍛冶委員長 和田委員、よろしいですか。

梶本都市整備部土木下水道課長 効果額をきちっと金額、説明させていただきます。

鍛冶委員長 もう一度説明してくれますから、お願いします。

梶本都市整備部土木下水道課長 当初、7, 100万円の工事費用と、訴訟の部分の支払い608万円、合計しますと7, 708万円でございます。

それに、今までかかった費用としまして2, 564万6, 000円という金額が必要となりまして、この差し引きが効果額として5, 143万4, 000円ということになります。

鍛冶委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 じゃあ、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

9月13日に開催しました当委員会で、本件のうち、男鹿谷水路改修事業以外の案件について、討論はございませんでしたが、本日は男鹿谷水路改修事業を含めた議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、当委員会に付託された案件について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 討論がございませんので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

鍛冶委員長 満場一致です。

よって、議案第47号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案5件について、2日間にわたりすべて議了いたしました。

本日の審議、経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますの

で、委員の皆様方の協力をお願い申し上げます。

これで事業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時30分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年9月21日

岬町議会

委 員 長 鍛 冶 末 雄